

令和7年9月定例会 総務委員会（事前）
令和7年9月8日（月）
〔委員会の概要 知事戦略局・企画総務部関係〕

出席委員

委員長 古野 司
副委員長 岡本 富治
委員 福山 博史
委員 真貝 浩司
委員 立川 了大
委員 庄野 昌彦
委員 近藤 諭
委員 梶原 一哉
委員 達田 良子

議会事務局

議事課長 郡 公美
議事課課長補佐 小泉 尚美
政策調査課課長補佐 幸田 俊樹

説明者職氏名

〔知事戦略局〕

局長 吉岡 健次
プロジェクト統括監 木野内 敦
政策統括監 阿部 順次
次長 大岡 士郎
秘書室長 一ノ宮哲也
外事室長 藤川 忠大
政策推進室長 高木 和久

〔企画総務部〕

部長 佐藤 泰司
広域行政担当部長 島田 浩寿
副部長 高崎 美穂
参事 横田 勤
次長（財政課長事務取扱） 布施 貴史
政策企画課長 内海はやと
法制監察課長 森本 伸一
人事課長 小山 高弘
自治研修センター所長 倉橋 文代

職員厚生課長	山名由起子
総務事務管理課長	宮井 陽子
管財課長	千崎 幸代
税務課長	小林 昭仁
市町村課長	林 耕治
地域連携課長	平畠 充祐
情報政策課長	梶葉 圭司
情報政策課行政DX推進室長	西森 修
統計課長	福田 善仁

[南部総合県民局]

地域創生防災部長	杉本 孝誠
----------	-------

[西部総合県民局]

副局長	出口 修
-----	------

[出納局]

会計管理者（出納局長兼務）	森 琢真
副局長（会計課長事務取扱）	大久保 彰
公共入札検査課長	鈴江 和好
公共入札検査課公共入札担当課長	吉田 秀昭

【提出予定議案等】（提出予定議案、補正予算案の概要、説明資料）

- 議案第1号 令和7年度徳島県一般会計補正予算（第4号）
- 議案第6号 徳島県公告式条例の一部改正について
- 議案第8号 徳島県収入証紙条例の廃止等について
- 議案第20号 令和6年度徳島県一般会計歳入歳出決算並びに各特別会計歳入歳出決算の認定について
- 報告第2号 令和6年度決算に係る健全化判断比率の報告について
- 報告第4号 損害賠償（交通事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について

【報告事項】

- 徳島新未来創生総合計画の評価結果の概要について（資料1）
- 再就職状況について（資料2）
- 徳島県過疎地域持続的発展方針・後期方針案について（資料3-1、資料3-2）
- 不祥事案について

古野司委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。（11時18分）

これより知事戦略局・企画総務部関係の調査を行います。

この際、知事戦略局・企画総務部関係の9月定例会提出予定議案等について理事者側から説明を願うとともに、報告事項があればこれを受けることにいたします。

佐藤企画総務部長

それでは、9月県議会定例会に提出を予定しております案件につきまして、令和7年9月徳島県議会定例会提出予定議案により御説明いたします。

今回提出いたします案件は、議案26件及び報告9件であります。

その内訳は、予算案が第1号から第3号までの3件、条例案が第4号から第8号までの5件、負担金議案が第9号から第16号までの8件、契約議案が第17号及び第18号の2件、その他議案が第19号の1件、決算認定議案が第20号から第26号の7件、報告につきましては第1号から第9号までの9件となっております。

このうち、知事戦略局・企画総務部・出納局所管分は、予算案が第1号の1件、条例案が第6号及び第8号の2件、決算認定議案が第20号の1件、報告につきましては第2号及び第4号の2件でございます。

それぞれの詳細につきましては、後ほど別の資料にて御説明いたします。

それでは、議案の順序に従い、順次御説明いたします。

まず、第1号から第3号までの予算案につきましては、令和7年度9月補正予算（案）の概要を御覧いただきたいと存じます。

1ページを御覧ください。

今回の補正予算案につきましては、1、編成方針に記載のとおり、世界とつながる魅力的な地域づくりや、教育環境の充実、医療・介護提供体制の確保など、喫緊の課題に即応し、未来に引き継げる徳島の実現を推進するため編成いたしました。

一つ目は、（1）魅力度UPといたしまして、韓国定期便を活用したインバウンド誘客の拡大や地域商社と連携した新たな海外販路開拓など、世界とつながる魅力的な地域づくり、農林水産業者の経営規模拡大に資する設備投資の促進など、農林水産業の生産力強化、徳島小松島港沖洲（外）地区の埋立てによる新たな土地造成に向けた環境影響調査などに取り組みます。

二つ目は、（2）安心度UPといたしまして、教育環境の充実を図るため、新たな県立学校となる学びの多様化学校の整備、看護職員の働き方改革や中山間地域の訪問介護事業者への支援など、医療・介護提供体制の確保、とくしま備蓄モデルの策定や工業用水道の強靭化推進など、防災・減災対策の推進、阿波吉野川警察署の円滑な整備による警察署の機能強化などに取り組みます。

三つ目は、（3）透明度UPといたしまして、令和6年度の決算剰余金確定に伴い、地方財政法の規定に基づき財政調整基金を積み立て、県政運営体制の強化を図ってまいります。

2、9月補正予算規模の合計欄のとおり、補正額は63億4,788万5,000円となっております。

2ページを御覧ください。

上段（1）に記載のとおり、今回の補正については、国庫支出金、繰入金、繰越金及び

県債におきまして、歳入の補正額を計上いたしております。

また、下段（2）に記載のとおり、歳出につきましては、総務費から衛生費、農林水産業費及び土木費から教育費におきまして、補正額を計上いたしております。

3ページを御覧ください。

歳出の性質別の内訳を記載しておりますので御確認をお願いいたします。

4ページを御覧ください。

公営企業会計の状況を記載しておりますので御確認をお願いいたします。

提出予定案件の全体状況につきましては、以上でございます。

次に、総務委員会説明資料に基づきまして、知事戦略局・企画総務部・出納局関係の提出予定案件の概要を御説明いたします。

3ページを御覧ください。一般会計補正予算、歳入歳出予算の総括表でございます。

総括表一番下の総計欄、左から3列目を御覧ください。補正額は、58億円でございます。

その右隣を御覧ください。補正後の合計額は、諸局を含めまして、1,320億7,312万8,000円となっております。右の欄に財源内訳を記載しております。

4ページを御覧ください。補正予算に係る課別主要事項説明でございます。

財政課でございます。

区分、財政管理費の摘要欄、財政調整基金の積立金に要する経費として、58億円の補正をお願いしております。地方財政法第7条第1項の規定に基づき、決算譲与金の半分を下らない金額を積み立てなければならないことによる対応でございます。

5ページを御覧ください。

一般会計の補正予算に係る地方債の変更で、表の一番下に記載のとおり、補正前の限度額が481億5,700万円、補正後の限度額が482億円であり、4,300万円の補正をお願いするものでございます。

その他の議案等といたしまして、まず条例案が2件ございます。

6ページを御覧ください。①徳島県公告式条例の一部を改正する条例でございます。

地方自治法及び地方自治法施行規則の一部が改正されたことに鑑み、条例の公布に当たって行う知事の署名について電子署名によることができるとするものであります。

7ページを御覧ください。②徳島県収入証紙条例を廃止する等の条例でございます。

使用料及び手数料の徴収方法の多様化に対応し、納付する者の利便性の向上を図るため、証紙による収入の方法による徴収を廃止することに伴い、徳島県収入証紙条例の廃止等を行うものであります。

本議案は、徳島県収入証紙条例を廃止するとともに、徳島県特別会計設置条例及び徳島県税条例を一部改正するもので、徳島県収入証紙条例の廃止及び徳島県税条例の一部改正につきましては令和8年10月1日から、徳島県特別会計設置条例の一部改正については令和14年4月1日から施行することとしております。

8ページを御覧ください。

（2）令和6年度徳島県一般会計歳入歳出決算並びに各特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付して認定をお願いするものでございます。

続きまして、（3）令和6年度決算に係る健全化判断比率の報告についてでございます。

こちらに記載しておりますのは、地方公共団体の財政の健全化に関する法律、いわゆる財政健全化法に基づく令和6年度決算に係る健全化判断比率でございまして、今議会に監査委員の意見を付して報告させていただくものでございます。

まず、左から実質赤字比率、次の連結実質赤字比率については、共にーと記載のとおり、赤字額は発生しておりません。

次の実質公債費比率は12.7%、右端の将来負担比率は146.6%となっております。

それぞれの比率の下、括弧内の数値は早期健全化基準、いわゆる黄色信号に当たる基準比率でございます。

仮にこの基準を超えた場合、自主的な改善努力による財政健全化を求められることとなり、財政健全化計画を策定し、議会での議決等が義務付けられますが、前年度に引き続き、本県の比率は、この基準をクリアしております。

なお、監査委員の意見書を御配布させていただいております。

9ページを御覧ください。

（4）専決処分の報告についてでございます。

この度、県有車両による交通事故につきまして、5件の和解が成立し、専決処分を行いましたので、その概要を御説明いたします。

1件目と2件目は、同一事故によるもので、令和元年6月6日に、県車両が赤信号にて減速中に、道路を横切ろうと飛び出してきた原付バイクに接触し、さらに、前方停車中の車両に接触したものです。

示談交渉に時間を要し、この度、徳島市在住の方と賠償金439万8,703円で、同じく板野町在住の方と賠償金205万5,449円で和解したものでございます。

3件目は、藍住町在住の方と賠償金33万3,000円で和解したもので、令和6年11月12日に本線に合流する際、同じく本線合流のため一時停止中の車両に後部から接触したものでございます。

4件目は、小松島市在住の方と、賠償金7万70円で和解したもので、令和7年3月25日に、方向転換のためバックした際、民家のコンクリート塀に接触したものでございます。

5件目は、神山町在住の方と、賠償金40万4,250円で和解したもので、令和7年6月20日に駐車場内で切り返しを行う際、バックで相手車両に接触したものでございます。

県有車両における事故防止の取組につきましては、全職員を対象とした交通安全研修をはじめ、様々な機会を捉え行っているところであります。今後とも、職員の交通安全意識の高揚と交通法規の遵守を徹底し、交通事故を起こさない組織づくりにしっかりと取り組んでまいります。

以上で、提出予定案件の説明を終わらせていただきます。

続きまして、企画総務部から4点御報告申し上げます。

資料1を御覧ください。

徳島新未来創生総合計画の評価結果の概要についてでございます。

1、趣旨でございます。

県政の運営指針である徳島新未来創生総合計画につきまして、実効性のある計画とするため、P D C Aサイクルの観点から計画の改善見直しに向けた評価を行ったものでござい

ます。

2、評価方法でございます。

去る8月19日に開催した総合計画に関する重要事項を審議する徳島県総合計画審議会において、委員の皆様から御意見を頂き、令和6年度のKPIの進捗状況や県の取組について、評価を行ったものでございます。

3、評価結果でございます。

(1) KPIの進捗状況につきましては、各所属において、目標値の達成に向けた現在の進捗状況を順調、現状維持、後退の3段階で判定しており、その結果については、表1に記載しておりますとおり、順調が57項目、現状維持が9項目、後退が11項目、判定外が16項目となっております。

また、2ページから3ページにつきましては、(2) 委員からの意見といたしまして、当審議会で頂きました主な御意見を抜粋して記載しております。

今後は、頂いた御意見に加え、議会での御論議等も踏まえまして、総合計画の改善見直しにしっかりと取り組んでまいります。

資料2を御覧ください。再就職状況についてでございます。

令和6年度に退職した正課長級以上であった職員の再就職先等の状況につきまして、表のとおり公表することといたしましたので、御報告いたします。

資料3-1を御覧ください。

徳島県過疎地域持続的発展方針・後期方針案についてでございます。

資料3-1、資料3-2の2種類を配布させていただいておりますが、本日は資料3-1、後期方針案の概要により御説明申し上げます。

方針策定の趣旨にございますとおり、10年間の時限立法である過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づき、本県過疎地域の持続的発展を図るため、その基本的な事項等を定める過疎地域持続的発展方針・前期方針を策定しております。

この度、令和7年度までの前期方針の期間が満了となるため、新たに後期方針を策定するものでございます。

方針の期間につきましては、令和8年度から法の時限となる令和12年度までの後期5年間としております。

後期方針のポイントとしましては、人口減少に歯止めが掛からない状況を正面から受け止めた上で、誰もが住み続けられる持続可能な地域づくりを推進するため、県政運営方針である徳島新未来創生総合計画や地方創生2.0基本構想の内容を踏まえ、五つの重点事項を定めております。

具体的には、危機管理体制の充実と県土強靭化の推進、健康づくりの推進と医療・介護・福祉の充実、持続可能な地域産業の振興、労働力・後継者不足対策の推進、国内外から選ばれる魅力的な地域づくりの五つを重点事項に位置付け、これらに対応する取組を本方針案に積極的に盛り込んでおります。

今後のスケジュールといたしましては、県議会での御論議やパブリックコメント、総務省との協議を経て、後期方針を11月に策定するとともに、当方針を踏まえ、年度内に県計画を策定する予定です。

なお、資料3-2として、過疎地域持続的発展方針・後期方針の全文を配布させていた

だいておりますので、適宜御参照いただければと存じます。

続きまして、資料はお配りしておりませんが、不祥事案について御報告させていただきます。

去る8月19日、農林水産総合技術支援センター資源環境研究課の職員が、盗撮の容疑で現行犯逮捕される事案が発生しました。

このような行為は公務員としてあるまじきものであり、断じて許されるものではなく、誠に遺憾であります。速やかに事実関係を確認し、厳正に対処する方針であります。

また、南部総合県民局県土整備部阿南庁舎において、令和3年度から令和6年度までの河川占用事務について、占用料の請求手続の未処理や関係書類の廃棄といった不適正な事務処理が複数件あることが判明しました。

今後、詳細な事実関係を確認し、厳正に対処するとともに県全体で事務執行体制の在り方等について検証し、二度と同様の事案が発生することのないよう再発防止策を徹底してまいりたいと考えております。

これからも県民の皆様からの信頼回復に向け、より一層の職員の綱紀の肅正及び服務規律の確保の徹底に努めてまいります。

企画総務部関係の報告事項は以上でございます。

御審議のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

古野司委員長

次に、関西広域連合議会議員の福山委員から、関西広域連合議会の活動状況について報告を受けたいと思います。

【報告事項】

○ 関西広域連合議会について

福山博史委員

それでは、前回の報告に引き続き、関西広域連合議会の活動について、その概要を報告いたします。

まず、7月5日に大阪市において7月臨時会が開催されました。

当日、議長及び副議長の選挙が行われ、議長には京都府の渡辺議員が、副議長には大阪府の鈴木議員が選出されました。

また、広域連合長から、監査委員の選任について同意を求める件について議案が提出され、同意されました。

その後、一般質問が行われ、本県からは原議員が、国主導による防災対策の更なる推進について、ドクターヘリについて、命をテーマにした観光振興についての3点に関して、理事者の見解をただしたところであります。

その他の議員からは、関西パビリオンについて、防災庁の誘致についてなどの質問がなされました。

次に、8月28日に和歌山市において開催されました8月定例会についてであります。

まず、広域連合長から、令和6年度関西広域連合一般会計歳入歳出決算認定の件など、

2件の議案が提出されました。

その後、一般質問が行われ、本県からは北島議員が、高速道路の暫定2車線解消に向けての取組について、自衛隊との更なる連携強化について、紀淡海峡ルートについての3点に関して、理事者の見解をただしたところであります。

その他の議員からは、ドクターへリの安定的な運航に向けての取組について、関西各地への観光周遊促進についてなどの質問がなされました。

報告は以上であります。

古野司委員長

関連して、理事者において説明又は報告すべき事項があればこれを受けたいと思います。

【報告事項】

○ 関西広域連合委員会について（資料4）

島田企画総務部広域行政担当部長

私は、関西広域連合委員会に関しまして、御報告させていただきます。

資料4を御覧ください。

令和7年6月定例会での御報告後に開催されました計3回の委員会における主な協議事項等につきまして、御説明させていただきます。

まず、7月5日に開催されました第178回関西広域連合委員会についてでございます。

1ページを御覧ください。

関西広域連合規約の変更及び副広域連合長の選任についてでございます。

副広域連合長の定数の変更に係る関西広域連合規約の変更について、全構成府県市の議会における議決を得まして、総務大臣へ許可申請を行っていたところ、去る6月26日付けで許可がありました。

これを受けまして、これまで西脇京都府知事が務めていた副広域連合長を3人に増員いたしまして、新たに、吉村大阪府知事と久元神戸市長が選任されました。

次に、2ページを御覧ください。

7月31日に開催されました第179回関西広域連合委員会におきまして、駐日外交団による地方視察ツアー実施結果について報告がありました。

去る7月9日及び10日、外務省及び関西広域連合での共催によりまして、本県をはじめ兵庫県、京都府の3府県において視察ツアーが実施され、16か国、18名の各国大使の方々に御参加いただきました。

本県におきましては、上勝町ゼロ・ウェイストセンターや県立阿波十郎兵衛屋敷を視察するほか、歓迎夕食会では、参加者全員で阿波おどりを踊るなど、徳島のサステナブルな伝統文化の魅力を楽しんでいただきました。

参加された方々からは、また是非訪問したい、地域の多様な可能性をより深く理解する機会となったなどの感想を頂き、大変有意義な機会となりました。

次に6ページを御覧ください。

先日28日に和歌山市内で開催されました第180回関西広域連合委員会におきましては、

防災庁地方拠点設置に係る関西経済連合会との要望活動の実施結果について、報告がございました。

8月26日、三日月広域連合長と東洋紡株式会社取締役会長であります檜原関西経済連合会副会長が赤澤防災庁設置準備担当大臣と面会し、要望活動を実施いたしました。

令和8年度中の防災庁設置に向けた動きが加速する中、防災庁の地方拠点を関西に設置することを強く要望したところでございます。

関西広域連合委員会に関する御報告は以上でございます。

よろしくお願ひいたします。

古野司委員長

以上で、説明等は終わりました。

これより質疑に入ります。

それでは質疑をどうぞ。

福山博史委員

私から1点、徳島県収入証紙条例の廃止についてお伺いいたします。

これまで県の様々な使用料や手数料の納付に収入証紙が利用できたと思うのですが、収入証紙の利用状況はどうなっているのでしょうか。

大久保出納局副局長

収入証紙の利用状況についてでございます。

収入証紙は、指定された販売所で証紙を購入していただきまして、申請書等に貼り付けて県に手数料等を納付していただく制度でございまして、昭和39年に条例制定がされているところでございます。

現在、自動車運転免許証更新手数料など約790種の手続について、収入証紙によりその手数料などが収納されているところでございまして、令和6年度の収納の実績といたしましては、件数で約80万件、金額で約11億5,000万円という状況でございます。

福山博史委員

利用状況を改めてお聞きして、多くの手続で証紙が利用され、多額の手数料や使用料が納付されていることがよく分かりました。

では、そのようにたくさん手続に利用され、県民が慣れ親しんだ収入証紙制度をなぜ廃止するのでしょうか。また、廃止による県民へのメリットは何なのでしょうか。デメリットはどうなっているのでしょうか。教えてください。

大久保出納局副局長

収入証紙制度をなぜ廃止するのかというところと、県民へのメリットについてという御質問でございます。

行政手続のオンライン化が進んでまいります中、また街中でも、それぞれ店舗における多様な支払方法が一般的になってきている状況で、県の手数料などについても多様な支払

方法が求められているところでございます。

令和5年度に実施いたしました専門家によります徳島県収入証紙あり方検討会では、将来的に申請、支払、共に電子化すべきといった御意見があり、また同時期に実施いたしました県民アンケートでは、証紙を廃止し別方法を検討したほうが良いとの御意見が67%を占めるという結果を受けまして、令和6年3月に収入証紙を廃止する方針を決定し、令和8年秋頃に、収入証紙に代わる新たな収納方法への移行を目指すとしたところでございます。

県民の皆様へのメリットでございますけれども、証紙の廃止によりまして使用料、手数料の支払方法が多様化することや、証紙を購入するために、例えば銀行などの証紙売りさばき窓口まで足を運んでいただく必要がなくなることから、県民の皆様の利便性の向上が図られるのではないかと考えているところでございます。

一方で、慣れ親しんだ証紙による納付方法から新たな方法に移行するということで、戸惑いや不安が生じる懸念もありますことから、御利用いただく県民の皆様に対する職員のサポートをしっかりとやっていきたいと考えているところでございます。

福山博史委員

確かに今や街中ではコンビニやスーパー、マーケット、ファミリーレストランなど至る所でキャッシュレス決済が一般的なものとなり、行政手続に係る手数料などの納付についても多様な支払方法が求められているものと理解できます。

証紙廃止により多様な納付方法が選択できるとのことですが、どのような方法を考えているのでしょうか。

大久保出納局副局長

収入証紙に代わる納付の方法でございます。

収入証紙に代わる納付の方法といたしましては、電子申請によります納付、キャッシュレス決済端末による納付、4連納付書による納付、この三つを原則といたしまして、手数料ごとに最適な収納方法を現在検討しているところでございます。

また、キャッシュレス決済端末につきましては、今年度中に万代庁舎ほか5か所で試行運用を予定しております、証紙廃止後の円滑な導入に向けて準備を進めているところでございます。

福山博史委員

最後に、証紙廃止に向けたスケジュールについてお伺いいたします。

今議会で提案されている収入証紙条例の廃止によって、証紙はいつまで利用することができるのでしょうか。

また、既に購入てしまっている証紙は、利用期限までに使えなかった場合、返戻しを受けることはできるのでしょうか。

大久保出納局副局長

今後のスケジュールについてでございます。

今議会で条例の廃止をお認めいただければ、収入証紙の販売につきましては令和8年9月30日までといたしまして、その利用は令和9年3月31日までとさせていただきたいと考えております。

また、販売終了後に、著しく汚れているとか、毀損しているというようなものを除く未使用の証紙につきましては、令和13年9月30日まで還付を受け付けることといたしております。

福山博史委員

新たに始まる納付方法であるキャッシュレス決済端末を利用する県民の方に対しては、その利用に不安が出ないよう、しっかりと周知とサポートをお願いしておきます。

また、キャッシュレス決済端末は新たな収納方法であるため、今後いろいろと問題も出てくるかもしれません、試行期間を活用した問題点の検証、対策を行って、県民の皆様の利便性向上に向けて、しっかりと確実に取組を進めていただくようお願いして、質問を終わります。

古野司委員長

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

以上で知事戦略局・企画総務部関係の調査を終わります。

これをもって、総務委員会を閉会いたします。（11時48分）